

五 第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5-1</p> <p>.....<u>同条第1項</u>かっこ書.....</p>	<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5-1</p> <p>.....<u>同項</u>かっこ書.....<u>同項第5号に規定する「承認事業者等」に該当する法人であるかどうかについても、同様とする。</u></p>
<p>(事業の判定)</p> <p>42の5-2</p> <p>(注) 措置法規則第20条の2第1項第5号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類H情報通信業(通信業を除く。)</u>」、「<u>小分類693駐車場業</u>」、「<u>中分類72宿泊業</u>」、「<u>大分類N医療、福祉</u>」、「<u>大分類O教育、学習支援業</u>」、「<u>中分類79協同組合(他に分類されないもの)</u>」及び「<u>大分類Qサービス業(他に分類されないもの)</u>」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>42の5-2</p> <p>(注) 措置法規則第20条の2第1項第5号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類Lサービス業</u>」に分類する事業が該当する。</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42の5-7</p> <p>.....<u>措置法第42条の5第1項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等に該当する旨の定め</u>.....</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42の5-7</p> <p>.....<u>エネルギー需給構造改革推進設備等(措置法第42条の5第1項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等をいう。以下42の5-10において同じ。)</u>に該当する旨の定め.....</p>
(廃止)	<p>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)</p> <p>42の5-8 <u>措置法第42条の5の規定の適用上、同条第1項第5号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超</u></p>

(廃止)

(エネルギー需給構造改革推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の5-8 法人が措置法第42条の5第1項(同法第68条の10第1項を含む。)に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業

えるかどうかは、一の計画に基づき取得又は製作若しくは建設をする当該一の生産設備ごとに判定することに留意する。

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42の5-9 措置法第42条の5第1項第5号に掲げる減価償却資産で一のプロダクション設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、同項又は同条第2項の規定による特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる個々の減価償却資産の取得価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 当該生産設備に含まれる減価償却資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度(以下42の5-9において「超過事業年度」という。)前の各事業年度において事業の用に供した減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額
- (2) 超過事業年度において事業の用に供した減価償却資産 次の算式により計算した金額

(算式)

$$\left[20\text{億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した減価償却資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の減価償却資産の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した減価償却資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した減価償却資産の取得価額の合計額}}$$

(エネルギー需給構造改革推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の5-10 法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該エネルギー需給構造改革推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日を含

改 正 後	改 正 前
<p>年度。以下42の5－8において「供用年度」という。)後の事業年度において当該エネルギー需給構造改革推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備等に係る措置法第42条の5第2項(同法第68条の10第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の5－9 措置法第42条の5第7項及び第8項.....</p>	<p>む事業年度にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備等に係る措置法第42条の5第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の5－11 措置法第42条の5第6項.....</p>

六 第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃止)</p> <p style="text-align: center;">(廃止)</p>	<p style="text-align: center;">第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p style="text-align: center;">(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6－1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして同項に規定する事業(以下42の6－15の3までにおいて「指定事業」という。)の用に供した措置法令第27条の6第2項又は第6項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているも</p>

のに限る。)については、措置法第42条の6第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の3第1項又は第3項に規定する電子計算機に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子計算機については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。

(注) 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の6-7において同じ。)に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。

(廃止)

(圧縮記帳をした電子機器利用設備の取得価額)

42の6-2 措置法令第27条の6第2項に規定する電子機器利用設備の取得価額が160万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該電子機器利用設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃止)

(主たる事業でない場合の適用)

42の6-3 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃止)

(事業の判定)

42の6-4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

改 正 後	改 正 前
	<p>(注) <u>措置法規則第20条の3第2項第10号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</u></p> <p>42の6-5 <u>措置法規則第20条の3第2項第2号かっこ書きの料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように、一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備)</u></p> <p>42の6-6 <u>指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をし、又は賃借した電子機器利用設備(措置法第42条の6第1項に規定する電子機器利用設備をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p>42の6-7 <u>措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等である法人が、その取得等又は賃借をした電子機器利用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該電子機器利用設備が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該電子機器利用設備は当該法人の営む事業の用に供したのものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>特定中小企業者等が、その取得等をした電子機器利用設備を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。</u></p>

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

42の6-8 昭和59年3月31日付通商産業省告示第121号の別表において本体と同時に設置することを条件として電子機器利用設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃止)

(電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の6-9 法人が措置法第42条の6第1項に規定する特定電子機器利用設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該特定電子機器利用設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定電子機器利用設備に係る措置法第42条の6第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

42の6-10 削除

(廃止)

(物品賃貸業の意義)

42の6-11 措置法第42条の6第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃止)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の6-12 リース契約(措置法令第27条の6第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の6-14までにおいて同じ。)に係る電子機器利用設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けた

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>ものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該電子機器利用設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の6-13 電子機器利用設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の6第5項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の6-14 措置法令第27条の6第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する電子機器利用設備に係るソフトウェアの費用(当該電子機器利用設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該電子機器利用設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p>42の6-15 措置法第42条の6第6項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第3項の規定による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度</p>

額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。

(廃止)

(分社型分割等により移転した電子機器利用設備のリース税額控除)

42の6-15の2 措置法第42条の6第3項の規定は、賃借をした電子機器利用設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該電子機器利用設備を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

(廃止)

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

42の6-15の3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第42条の6第3項の規定の適用を受けた電子機器利用設備の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において同条第6項の規定による取戻し課税の適用がない場合であっても、当該合併法人等については同項の規定の適用はないのであるから留意する。

(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該電子機器利用設備を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第27条の6第8項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の6-16 措置法第42条の6第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4-11の取扱いを準用する。</p>

七 第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-1</p> <p>.....措置法規則第20条の3第1項又は第5項.....</p> <p>(注)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の7-2</p> <p>(注) 措置法規則第20条の3第1項各号.....</p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の7-10 法人が措置法第42条の7第1項(同法第68条の11第1項を含む。) に規定する特定事業基盤強化設備を事業の用に供した日を含む事業年度(そ の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42 の7-10において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定事業 基盤強化設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかの</p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-1</p> <p>.....措置法規則第20条の4第1項又は第5項.....</p> <p>(注)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の7-2</p> <p>(注) 措置法規則第20条の4第1項各号.....</p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の7-10 法人が措置法第42条の7第1項に規定する特定事業基盤強化設備 を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該特定事業基 盤強化設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供し た日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業基盤強化設 備に係る同条第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

ばって当該値引きのあった特定事業基盤強化設備に係る措置法第42条の7第2項(同法第68条の11第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

42の7-16 措置法第42条の7第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の11第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、……………

(分社型分割等により移転した事業基盤強化設備のリース税額控除)

42の7-16の2 措置法第42条の7第3項の規定は、賃借をした事業基盤強化設備を特定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該特定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が特定事業の用に供した日を含む事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該事業基盤強化設備を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

42の7-16の3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第42条の7第3項の規定(同法第68条の11第3項の規定を含む。)の適用を受けた事業基盤強化設備の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該事業基盤強化設備を特定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において措置法第42条の7第

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

42の7-16 措置法第42条の7第6項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第3項の規定による税額控除を実施していないが、……………

(電子機器利用設備のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の7-16の2 42の6-15の2及び42の6-15の3の取扱いは、措置法第42条の7第3項の規定の適用について準用する。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>6項の規定（同法第68条の11第6項の規定を含む。）による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第42条の7第6項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注）例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該事業基盤強化設備を移転したことにより特定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第27条の7第14項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことよるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。</u></p>	

八 第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>（事業年度の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>42の8-1</p> <p>.....措置法令第27条の8第8項.....措置法第42条の8第1項から第3項まで.....</p> <p>（事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除）</p> <p>42の8-6</p> <p>.....措置法第52条の3第1項.....措置法第42条の7第2項から第4項まで.....措置法第42条の8第1項から第4項まで.....</p> <p>.....</p>	<p>（事業年度の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>42の8-1</p> <p>.....措置法令第27条の8第7項.....同法第42条の8第1項から第3項まで.....</p> <p>（事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除）</p> <p>42の8-6</p> <p>.....同法第52条の3第1項.....同法第42条の7第2項から第4項まで.....同法第42条の8第1項から第4項まで.....</p> <p>.....</p>

(総収入金額)

42の8-7 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度
(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に
おける試験研究費割合.....同項に規定する試験研究費の額に充て
るため他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含
む。)から支払を受ける金額.....

(試験研究費の額の範囲)

42の8-10 措置法令第27条の8第4項に規定する試験研究費の額には、その
試験研究費に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある
他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。

(注)

(事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の8-11 法人が措置法第42条の8第1項(同法第68条の12第1項を含む。)に
規定する特定事業化設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事
業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の8
-11において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定事業化設
備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当
該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第42条の8第2項(同法第
68条の12第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとす
る。

(事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の8-12 42の7-16の2及び42の7-16の3.....

(総収入金額)

42の8-7 法人の各事業年度における試験研究費割合.....同項に
規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額.....
.....

(試験研究費の額の範囲)

42の8-10 措置法令第27条の8第4項に規定する試験研究費の額には、その
試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額は含まれないことに留
意する。

(注)

(事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の8-11 法人が措置法第42条の8第1項に規定する特定事業化設備等を事
業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該特定事業化設
備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日を含
む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る同条
第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(事業化設備等のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の8-12 42の6-15の2及び42の6-15の3.....

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の8-14措置法令第27条の8第7項第1号.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定) 42の8-15措置法令第27条の8第7項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用) 42の8-16 措置法令第27条の8第8項.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義) 42の8-17 措置法第42条の8第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の12第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、.....</p>	<p>(特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の8-14措置法令第27条の8第6項第1号.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定) 42の8-15措置法令第27条の8第6項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用) 42の8-16 措置法令第27条の8第7項.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義) 42の8-17 措置法第42条の8第6項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第3項の規定による税額控除を実施していないが、.....</p>